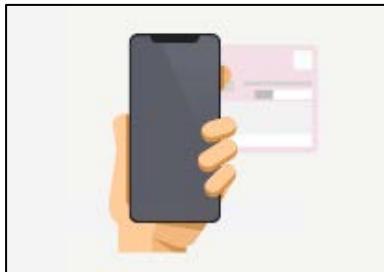


【企業年金連合会オンライン手続きサービス】 利用手順書（年金の請求）



スマートフォン版

[ご注意]

Webサイト更新等により画面イメージが異なる場合がありますのでご了承ください。

目次

- | | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | サービスの内容と利用対象者 | … 2 |
| 2 | ご準備いただくもの | … 3 |
| 3 | 年金の請求の手順 | … 4 |
| 4 | 手続きの流れ（申請状況確認、申請後の対応） | … 31 |

1. サービスの内容と利用対象者

【サービスの内容】

企業年金連合会の年金の請求手続きをオンラインで行うことができます。ただし、条件によっては、オンラインで請求手続きができない場合もございます（詳細は、以下の表にてご確認ください）。その場合は、当連合会から郵送でお送りしている書面の裁定請求書をご提出ください。

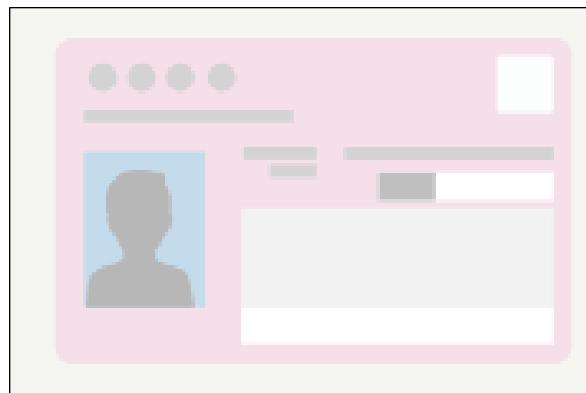
なお、年金の請求手続きをオンラインで行うためには、あらかじめ「[企業年金連合会オンライン手続きサービス](#)」の利用申込が必要です。利用申込がお済みでない方は、利用申込の手順書をご参考に利用申込をしてください。

【利用対象者】

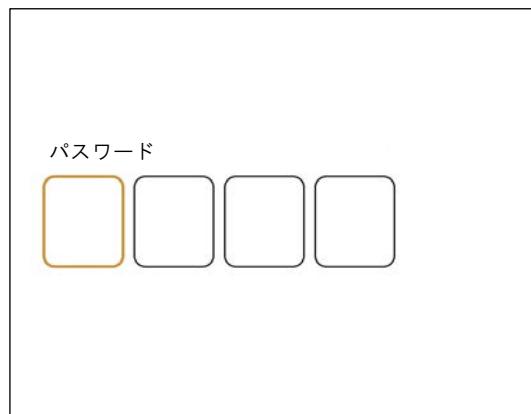
サービスをご利用できる方	サービスをご利用できない方
これから企業年金連合会の年金をお受け取りになる予定の方で、オンライン手続きサービスの利用申込が完了している方（ただし、右の欄に該当する方を除きます）	<ul style="list-style-type: none">すでに企業年金連合会から企業年金連合会老齢年金証書をお受け取りになった方これから企業年金連合会の年金をお受け取りになる予定の方のうち、以下に該当する方<ul style="list-style-type: none">1. 扶養親族等申告書を提出する方2. 選択一時金を「全て一時金」又は「半分年金・半分一時金」で受け取る方3. 通算企業年金の繰上げ請求を希望している方、基本加算年金及び代行加算年金の「60歳選択」を希望している方4. 未支給年金や死亡一時金を請求する遺族の方

2. ご準備いただくもの

- ・マイナンバーカード



- ・マイナンバーカード受取時に交付窓口で設定したパスワード
(4桁の数字パスワード及び6~16桁の英数字パスワード)



- ・スマートフォン



- ・企業年金連合会老齢年金裁定請求書

3. 年金の請求の手順

- ①「企業年金連合会オンライン手続きサービス」（以下「本サービス」といいます。）の『ログイン』ボタンを押し、画面の案内に従ってマイナンバーカードの中の情報を読み取ってログインします。
- iPhoneにマイナンバーカード情報を搭載済みの場合は、生体認証のみで認証が可能です。（パスワード入力とマイナンバーカード読み取りが不要となります。）（ログインは終日可能です。ただし、メンテナンス等により本サービスを利用できないことがあります。）



- ②本サービスのTOPページ画面から、『届出・申請を行う』ボタンを押してください。



3. 年金の請求の手順

③現在登録されている情報が画面上に表示されますので、ご確認ください。



④以下の画面は、すでに本サービスで各種変更手続きを申請している方にのみ表示されます。

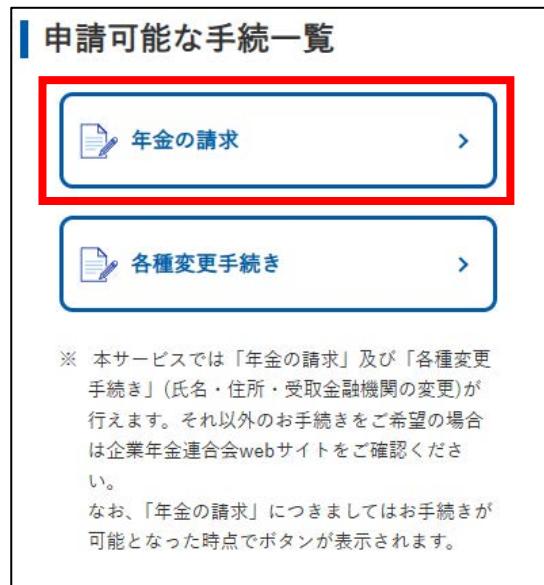
詳しい説明は「4. (1) 申請状況の確認」をご参照ください。



3. 年金の請求の手順

⑤現在申請可能な手続きの一覧が画面上に表示されます。

年金の請求手続きを行う場合は、『年金の請求』ボタンを押してください。



3. 年金の請求の手順

⑥画面上の案内をお読みいただき、年金の請求を開始する場合は『開始する』ボタンを押してください。

前回ログイン：2025/10/22 13:49

Pension Fund Association
企業年金連合会

[Q&A](#)

年金の請求

○ご注意

- ・年金の請求をオンラインで行うためには、マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（※）が必要です。
※ 署名用電子証明書のパスワードとは、大文字英字と数字を組み合わせた6桁～16桁のものです。
- ・オンラインでお手続きいただく場合には、書面の裁定請求書の提出は不要です。
- ・年金の受取口座にご登録できるのは普通預金の口座のみです。
- ・オンラインでお手続きいただいた場合でも、必要に応じて郵送で書類をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

○オンラインでお手続きができない方

- ・通算企業年金等を一時金としてお受け取りになることを希望される方
- ・扶養親族等申告書の提出が必要である方
- ・企業年金加入記録の調査を4つ以上希望される方

○お手続きの流れ

- ・本手続きの処理が完了しましたらメールをお送りするとともに、後日「企業年金連合会老齢年金証書」を郵送いたします。

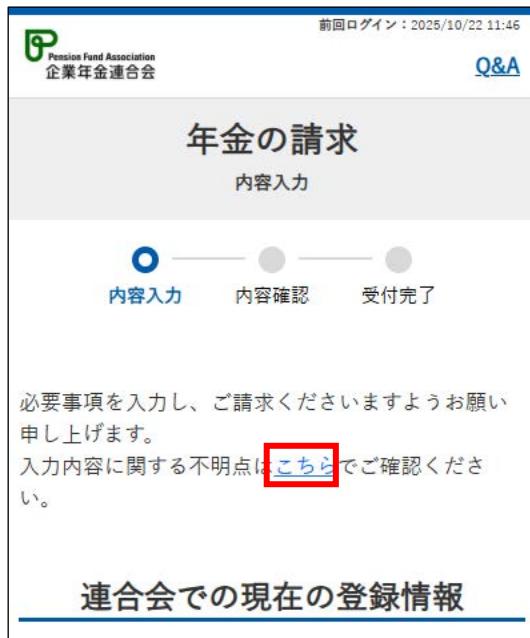
開始する

戻る

3. 年金の請求の手順

⑦-1 はじめに画面上の案内をご確認ください。

お手続きを進めていく中で内容に関する不明点がある場合は、『こちら』を押していただくとお手続きのQ&Aが表示されます。



3. 年金の請求の手順

⑦-2 お支払いする年金額が課税対象となる見込みである方には、書面の扶養親族等申告書（以下「申告書」といいます）をお送りしております。

以下の表をご確認いただき、本サービスでのお手続きが可能な方のみ⑧以降にお進みください。

		申告書提出	本サービスによる手続き
人的控除の対象(※)である	控除を希望する	書面での提出が必要	不可 (書面手続)
	控除を希望しない	不要	可能
人的控除の対象(※)ではない		不要	可能

※人的控除の対象となる方：申請者本人が障害者・寡婦等に該当する、あるいは控除対象となる配偶者又は親族がいる方

扶養親族等申告書をご提出される方へのお願い

扶養親族等申告書をご提出される場合、オンラインでの手続きはできません。

詳細については、企業年金連合会webサイト([こちら](#))をご確認のうえ、書面でお手続きください。

3. 年金の請求の手順

⑧以下の画面は、通算企業年金等の受取方法の確認が必要な方にのみ表示されます。

画面が表示されていない方

→ ⑨にお進みください。

画面が表示されている方

→ 画面上の案内をお読みいただき、全て年金で受け取ることに同意される方は「全て年金で受け取ります。」にチェックを入れ、⑨にお進みください。

通算企業年金等について一時金でのお受け取りを希望される方は、本サービスではお手続きできませんので、書面の裁定請求書をご提出ください。

通算企業年金等の受取方法の確認

企業年金連合会の老齢年金のうち、通算企業年金等は次の①～③の方法でお受け取りいただけます。

①全て年金として受取
②半分年金・半分一時金として受取
③全て一時金として受取

①を希望される場合のみ、以下のチェックボックスにチェックを入れ、次の入力項目にお進みください。
②又は③を希望される場合には、裁定請求書に記入のうえ、郵送でご提出ください。

お手元に裁定請求書がない方については、企業年金コールセンターまでご連絡ください。
受付時間：平日9時～17時（土・日・祝祭日及び年末・年始を除く。）
電話番号：0570-02-2666
(IP電話からは、03-5777-2666)

全て年金で受け取ります。

3. 年金の請求の手順

⑨年金の請求にあたり、連合会に現在登録されている情報が画面上に表示されますので、ご確認ください。

連合会での現在の登録情報	
基礎年金番号	1234-567890
氏名（カナ）	ネンキン タロウ
生年月日	昭和35年 9月23日
性別	男

⑩氏名・住所をご登録いただくため、マイナンバーカードに登録されている情報を読み取ります。

→ 氏名（漢字）はマイナンバーカードから読み取ります。

→ 住所はマイナンバーカードから読み取るか、またはご入力いただけます。

住所のご登録方法をご選択ください。

氏名・住所のご登録	
氏名と現在お住まいの住所をご登録ください。 氏名のご登録にはマイナンバーカードが必要となります。 住所のご登録方法は以下からご選択いただけます。	
住所のご登録方法 必須	
<input type="radio"/>	マイナンバーカードから住民票住所を読み取り
<input type="radio"/>	国内住所を入力
<input type="radio"/>	海外住所を入力

3. 年金の請求の手順

- ⑪『マイナンバーカードから読み取り』ボタンを押してください。別の画面が立ち上りますので、スマートフォン画面上部をマイナンバーカードとあわせて、『読み取り開始』ボタンを押してください。
- iPhoneにマイナンバーカード情報を搭載済みの場合は、生体認証のみで認証が可能です。（パスワード入力とマイナンバーカード読み取りが不要となります。）



手続きの途中で、画面下部にある『一時保存』ボタンを押していただくと、入力内容が保存され、一度ログアウトしても入力内容は保存されたままになります。

詳しい説明は「4. (2) 一時保存」をご参照ください。

3. 年金の請求の手順

⑫マイナンバーカードから読み取った氏名（漢字）が表示されます。

氏名入力

「氏（か）」及び「名（か）」は、合計が半角19文字以内となるようご入力ください。「*」及び「。」は、それぞれ1文字と数えます。
入力いただいた「氏（か）」、「名（か）」は、年金の受取口座名義と一致している必要があります。

氏名（漢字） 必須

年金 太郎

連合会に登録することのできない漢字や記号が含まれている場合は、以下のように、氏名（漢字）の入力欄が表示されますので、「氏」と「名」を合わせて全角9文字以内でご入力ください。

なお、"?"が含まれていた場合には氏名（漢字）の入力欄が表示されません。本サービスではお手続きいただくことができませんので、書面の裁定請求書をご提出ください。

※マイナンバーカードから読み取った氏名（漢字）に記号が含まれている等の理由により、登録いただくことができません。
登録する「氏（漢字）」と「名（漢字）」を合わせて全角9文字以内でご入力ください。

氏（漢字） 必須

申請

名（漢字） 必須

太郎

氏名（か）の入力欄に、「氏」と「名」を合わせて半角19文字以内でご入力ください（ご入力いただく氏名（か）は年金の受取口座名義と一致している必要があります）。

なお、ミドルネームがある場合は「名（か）」にご入力ください。

氏（か） 必須

ネキン

名（か） 必須

タウ

※ミドルネームは「名（か）」にご入力ください。

3. 年金の請求の手順

⑬-1 前記⑩の住所のご登録方法で「マイナンバーカードから住民票住所を読み取り」を選択した場合

マイナンバーカードから読み取った住所が表示されます。

内容をご確認いただき、マイナンバーカードから読み取った住所を登録してよろしければ、⑭にお進みください。

登録する住所を変更したい場合は、ご登録方法を改めて選択してください。

住所のご登録方法	
<input checked="" type="radio"/>	マイナンバーカードから住民票住所を読み取り
<input type="radio"/>	国内住所を入力
<input type="radio"/>	海外住所を入力



住所入力	
郵便番号	123-4567
住所	東京都港区芝公園 2-4-1

3. 年金の請求の手順

⑬-2 前記⑩の住所のご登録方法で「国内住所を入力」を選択した場合

郵便番号を入力し『検索』ボタンを押してください。町村字丁目まで自動入力されますので、番地・建物名・部屋番号をご入力ください。

住所のご登録方法 **必須**

- マイナンバーカードから住民票住所を読み取り
- 国内住所を入力
- 海外住所を入力



「市区郡」「町村字丁目」「番地・建物名・部屋番号」の合計が全角50文字以内となるようご入力ください。

郵便番号 **必須**

[郵便番号入力欄] - [郵便番号入力欄]

検索

都道府県 **必須**

郵便番号から取得

市区郡 **必須**

郵便番号から取得

町村字丁目

郵便番号から取得

番地・建物名・部屋番号

[番地・建物名・部屋番号入力欄]

3. 年金の請求の手順

⑬-3 前記⑩の住所のご登録方法で「海外住所を入力」を選択した場合

現在お住まいのご住所をご入力ください。

登録に際しては、半角英数字又は記号（/-?:().,'+）でご入力ください。

住所のご登録方法 必須

- マイナンバーカードから住民票住所を読み取り
- 国内住所を入力
- 海外住所を入力



住所入力

半角英数字又は記号（/-?:().,'+）でご入力ください。

住所 必須

MANHATTAN1234

都市名等 必須

FLORIDA

国名 必須

USA

氏名 必須

TAROU SHINSEI

3. 年金の請求の手順

⑭電話番号をご入力ください。ご入力は任意です。

電話番号入力

電話番号

03-1234-5678

⑮受取金融機関のご登録方法をご選択ください。

受取金融機関のご登録

氏名入力欄で入力した氏名（か）を口座名義とする受取口座をご登録ください。
公金受取口座をご指定される場合は、マイナポータルから取得いただけます。

受取金融機関のご登録方法 必須

マイナポータルから公金受取口座情報を取得
 国内の金融機関を入力
 海外の金融機関を入力

3. 年金の請求の手順

⑯-1 前記⑮の受取金融機関のご登録方法で、「マイナポータルから公金受取口座情報を取得」を選択した場合

『マイナポータルから取得』ボタンを押してください。

画面上に公金受取口座情報が表示されます。内容をご確認いただき、
公金受取口座を登録してよろしければ、⑯-1 にお進みください。

受取金融機関を変更したい場合は、ご登録方法を改めて選択してください。

受取金融機関のご登録

氏名入力欄で入力した氏名（が）を口座名義とする受取口座をご登録ください。

公金受取口座をご指定される場合は、マイナポータルから取得いただけます。

受取金融機関のご登録方法 必須

- マイナポータルから公金受取口座情報を取得
- 国内の金融機関を入力
- 海外の金融機関を入力

下のボタンを押してマイナポータルから公金受取口座情報を取得してください。

マイナポータルから取得

金融機関コード 必須

情報取得後に反映

金融機関名（が） 必須

情報取得後に反映

店番 必須

情報取得後に反映

支店名（が） 必須

情報取得後に反映

預金種別 必須

- 普通
- 当座

口座番号 必須

情報取得後に反映

3. 年金の請求の手順

⑯-2 前記⑮の受取金融機関のご登録方法で、「国内の金融機関に入力」を選択した場合

受取金融機関のご登録

氏名入力欄で入力した氏名（か）を口座名義とする受取口座をご登録ください。
公金受取口座をご指定される場合は、マイナポータルから取得いただけます。

受取金融機関のご登録方法 **必須**

マイナポータルから公金受取口座情報を取得
 国内の金融機関を入力
 海外の金融機関を入力

受取金融機関選択 **必須**

金融機関（ゆうちょ銀行以外）
 ゆうちょ銀行

下のボタンを押して金融機関を検索したうえで、口座情報をご入力ください。

金融機関検索(ゆうちょ銀行以外)

金融機関コード **必須**
0001

金融機関名（か） **必須**
ダ 伊ソギ ソコ

店番 **必須**
130

支店名（か） **必須**
シンパ シ

預金種別 **必須**

普通
 当座

口座番号 **必須**
1234567

口座名義（か） **必須**
セキン 知り

「金融機関（ゆうちょ銀行以外）」か「ゆうちょ銀行」のいずれかを選択してください。

（ア）「金融機関（ゆうちょ銀行以外）」を選択した場合

『金融機関検索（ゆうちょ銀行以外）』ボタンを押して金融機関を検索し、口座情報を登録してください。詳細は次ページに続きます。

3. 年金の請求の手順

金融機関検索

This screenshot shows a 'Financial Institution Selection' window. At the top, there is a message: '金融機関名、支店名をそれぞれ入力し、表示される候補の中から選択してください。' Below this is a dropdown menu labeled '金融機関' containing 'XXX', 'XXX銀行', 'XXXYZ銀行', and 'XXXXY銀行'. A search bar is located below the dropdown. At the bottom are two buttons: a blue '次へ' (Next) button and a grey '戻る' (Back) button.

受取金融機関として登録したい金融機関名を入力し、表示された候補の中から選択してください。

This screenshot shows the same 'Financial Institution Selection' window as the previous one, but with a different state. The 'XXX銀行' option in the dropdown is now highlighted with a blue checkmark. The search bar contains 'ABC支店'. The bottom buttons remain the same: a blue '次へ' button and a grey '戻る' button.

選択した受取金融機関の支店名又は支店番号を入力し、表示された候補の中から選択してください。

This screenshot shows an 'Account Information Input' window. It includes fields for '預金の種類' (Account Type) with '普通預金' (Ordinary Savings) selected, '名義人' (Name Holder) with 'お母さん' (Mother) entered, and '口座番号' (Account Number) with '9876543' entered. A large red rectangular box highlights the blue '確定' (Confirm) button at the bottom. Below it are the standard '戻る' (Back) and '次へ' (Next) buttons.

連合会に登録できる口座は普通預金のみです。

口座名義（か）と口座番号を入力して『確定』ボタンを押してください。

※⑫で入力いただいた「氏(か)」と「名(か)」が口座名義と一致していることをご確認ください。

3. 年金の請求の手順

受取金融機関のご登録

氏名入力欄で入力した氏名（か）を口座名義とする受取口座をご登録ください。
公金受取口座をご指定される場合は、マイナポータルから取得いただけます。

受取金融機関のご登録方法 **必須**

マイナポータルから公金受取口座情報を取得
 国内の金融機関を入力
 海外の金融機関を入力

受取金融機関選択 **必須**

金融機関（ゆうちょ銀行以外）
 ゆうちょ銀行

金融機関コード **必須**

9900

金融機関名（か） **必須**

ヨウヨ

預金種別 **必須**

普通
 当座

記号 **必須**

12340

番号 **必須**

12345671

口座名義（か） **必須**

※記号と番号の間に1桁の数字がある場合、その数字の入力は不要です。

「金融機関（ゆうちょ銀行以外）」か「ゆうちょ銀行」のいずれかを選択してください。

(イ) 「ゆうちょ銀行」を選択した場合

表示された入力欄に口座情報をご入力ください。

記号・番号とは、通帳又はキャッシュカードに記載されている前半5桁、後半2桁以上8桁以下の数字です。

3. 年金の請求の手順

⑯-3 前記⑮の受取金融機関のご登録方法で、「海外の金融機関に入力」を選択した場合

受取金融機関のご登録

氏名入力欄で入力した氏名（か）を口座名義とする受取口座をご登録ください。
公金受取口座をご指定される場合は、マイナポータルから取得いただけます。

受取金融機関のご登録方法 **必須**

- マイナポータルから公金受取口座情報を取得
- 国内の金融機関を入力
- 海外の金融機関を入力

以下の金融機関情報をご入力ください。
「金融機関名」「支店名」「支店住所」「都市名等」「国名」の合計が140文字以内となるようご入力ください。

半角英数字又は記号（/-?:().,'+）でご入力ください。

金融機関名 **必須**

支店名 **必須**

支店住所 **必須**

都市名等 **必須**

国名 **必須**

口座番号 **必須**

口座名義 **必須**

SWIFT(BIC)CODE **必須**

IBAN

ABA ROUTING NO.

CLABE

経由金融機関情報を入力する。

表示された入力欄に海外の金融機関情報をご入力ください。

経由金融機関がある場合は、「経由金融機関情報を入力する。」にチェックを入れ、経由金融機関情報をご入力ください。

<経由金融機関ありの場合>

経由金融機関情報を入力する。

金融機関名 **必須**

支店名

支店住所

都市名等 **必須**

国名 **必須**

口座番号

口座名義

SWIFT(BIC)CODE **必須**

IBAN

ABA ROUTING NO.

CLABE

3. 年金の請求の手順

(17)-1 以下の画面は、国の老齢厚生年金の受取状況の確認が必要な方にのみ表示されます。

画面が表示されていない方

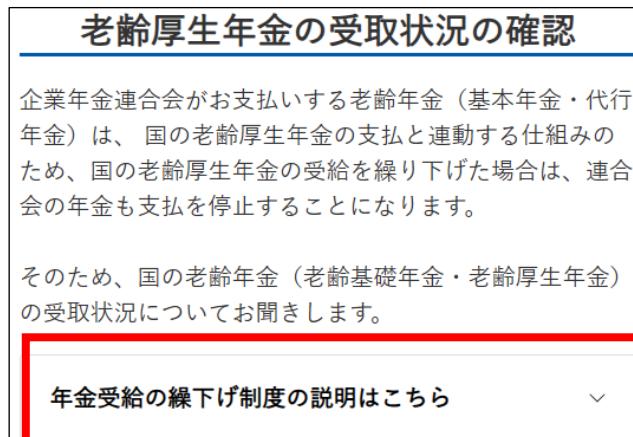
→ (18)-1にお進みください。

画面が表示されている方

→ 画面上の案内をお読みいただき、質問にご回答ください。

なお、以下の画面は一例であり、手続きされる方によって、実際に表示される画面は異なります。

年金受給の繰下げ制度について詳しく知りたい場合は、『年金受給の繰下げ制度の説明はこちら』を押してください。



3. 年金の請求の手順

⑯-2 「国の年金加入期間についての質問」についてご回答ください。

「はい」を選択された方

→ ⑯-3にお進みください。

「いいえ」を選択された方

→ 老齢厚生年金の受取状況の確認は終了です。

表示された案内をご確認いただき、⑯-1にお進みください。

国の中金加入期間についての質問

あなたの國の中金の加入期間は10年以上ありますか？

・國の老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）を受けるためには年金の加入期間が10年以上必要です。
・ご自身の年金の加入期間は「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」等で確認できます。

必須

はい。年金加入期間が10年以上あります。

いいえ。年金加入期間は10年未満です。

國の老齢厚生年金の受給資格を満たしていない方であっても、企業年金連合会の基本年金はお受け取りいただけます。
ただし、年金加入期間が10年未満の方は老齢厚生年金を受給できませんので、基本年金を繰下げ受給することはできません。

3. 年金の請求の手順

⑯-3 「老齢厚生年金の受取時期についての質問」についてご回答ください。

回答後、表示された案内をご確認いただき、⑯-1にお進みください。なお、以下の画面は一例であり、手続きされる方によって、実際に表示される画面は異なります。

老齢厚生年金の受取時期についての質問

あなたは国の老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）のうち、老齢厚生年金を65歳から受け取る手続きをする予定がありますか？（又は、65歳から受け取る手続きをしましたか？）

必須

はい。老齢厚生年金を65歳から受け取る手続きをする予定があります。（又は、しました。）

いいえ。老齢厚生年金を65歳から受け取る手続きをする予定がありません。（又は、していません。）

ご回答ありがとうございました。

・65歳以降の企業年金連合会の老齢年金(基本年金・代行年金)については、「65歳以降の国の老齢厚生年金をまだ受け取らない」という意思表示をされたため、これに連動して企業年金連合会の老齢年金(基本年金・代行年金)もいったんお支払いを停止します。

・65歳以降の分については、国の老齢厚生年金を受給する手続きをされたときに、年金をお受け取りにならなかった期間に応じて増額してお支払いします。（※）

※年金受給を繰り下げている間に在職によって給与等を受け取られる期間がある場合、その期間は年金受給を繰り下げしても増額の対象とならないことがあります。

3. 年金の請求の手順

⑯-1 当連合会から郵送でお送りしている裁定請求書をお手元にご準備ください。

裁定請求書の「⑧加入していた企業年金の名称」欄（右下の図の赤枠部分を参照）に印字された企業年金以外の年金記録について、調査依頼の有無をご回答ください。

調査を依頼しない場合

→ 「請求書に印字された企業年金以外に加入していた企業年金はありません。」を選択し、『次へ』ボタンを押して⑯にお進みください。

調査を依頼する場合

→ 「請求書に印字された企業年金以外に加入していた企業年金があり、調査を依頼します。」を選択し、表示された入力欄に調査を依頼したい年金手帳の記号番号を最大3つまでご入力ください。入力後、⑯-2にお進みください。

記録調査の意思確認

調査依頼の有無 **必須**

裁定請求書に印字された企業年金以外に加入していた企業年金はありません。

裁定請求書に印字された企業年金以外に加入していた企業年金があり、調査を依頼します。

調査を依頼する年金手帳の記号番号

年金手帳の記号番号1
1234 - 567890

年金手帳の記号番号2
1234 - 567890

年金手帳の記号番号3
1234 - 567890

企業年金連合会 老齢年金裁定請求書

様

年月日提出

※この請求書の記入方法については、「裁定請求書の記入例」(別紙)をご覧ください。

① 氏名 (氏名) (名) 電話番号 ()

② ③ 年金の受取先 みゆうちょ銀行(郵便局)または金融機関のいずれか一方にご記入ください。
ゆうちょ銀行 みゆうちょ銀行(郵便局) おおむね銀行(郵便局) みゆうちょ銀行(郵便局)
銀行 ()

※記入欄に記入して下さい。

④ 基礎年金番号 () 性別 () 男 () 女 ()

⑤ 生年月日 () 明治 () 大正 () 昭和 () 年 () 月 () 日

⑥ 住 所 ()

⑦ ()

⑧ 加入していた企業年金の名称 加入員番号 加入期間

1998 新宿貨物運送	0000012345	昭和56.10 - 昭和61.02 052
1999 東京百貨店	0000054321	昭和61.04 - 平成02.03 048
901234 株式会社大門飲料		平成14.12 - 平成20.03 063

3. 年金の請求の手順

- ⑯-2 調査を依頼したい企業年金の情報をご入力ください。「上記以外に調査を依頼する企業年金があります。」にチェックを入れると、最大3つまでご入力可能です。ご入力されましたら、『次へ』ボタンを押して⑰にお進みください。

調査を依頼する企業年金情報 (1)

企業年金の名称
A基金

事業所の名称 必須
A事業所

事業所の住所
東京都千代田区内幸町 1 - 2 - 3

加入員番号
130000000000

加入開始年月 必須
令和 7 年 1 月頃

加入終了年月 必須
令和 8 年 1 2 月頃

退職当時の氏名
退職 花子

退職当時の住所
東京都千代田区内幸町 1 - 2 - 3

上記以外に調査を依頼する企業年金があります。 (追加の入力欄を表示します。)

次へ

一時保存

戻る

3. 年金の請求の手順

⑯マイナンバーを読み取るため、『マイナンバーカードから読み取り』ボタンを押してください。別の画面が立ち上がりますので、スマートフォン画面上部をマイナンバーカードとあわせて、『読み取り開始』ボタンを押してください。

iPhoneにマイナンバーカード情報を搭載済みの場合は、生体認証のみで認証が可能です。（パスワード入力とマイナンバーカード読み取りが不要となります。）



3. 年金の請求の手順

②これまでご入力いただきました内容が表示されます。ご登録内容に誤りがないか今一度ご確認ください。

修正したい場合は『戻る』ボタンを押して修正を行ってください。
登録内容に誤りがない場合は『提出する』ボタンを押してください。

前回ログイン：2025/10/04 02:16

Pension Fund Association
企業年金連合会 Q&A

年金の請求

内容確認

● ————— ○ ————— ●
内容入力 内容確認 受付完了

表示されている内容をご確認のうえ、間違いがなければ「提出する」ボタンを押してください。

必要事項を入力し、ご請求くださいますようお願い申し上げます。
入力内容に関する不明点は[こちら](#)でご確認ください。

≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈

マイナンバーの読み取り

下のボタンを押して、マイナンバーカードからマイナンバーを読み取ってください。

マイナンバーは企業年金連合会での源泉徴収事務に限り利用します。

* * * * *

※読み取ったマイナンバーは表示されません。

提出する

戻る

オンライン手続きサービス利用規約 >
個人情報の取扱いについて >
特定個人情報の取扱いについて >
連合会年金に関するお問い合わせ >

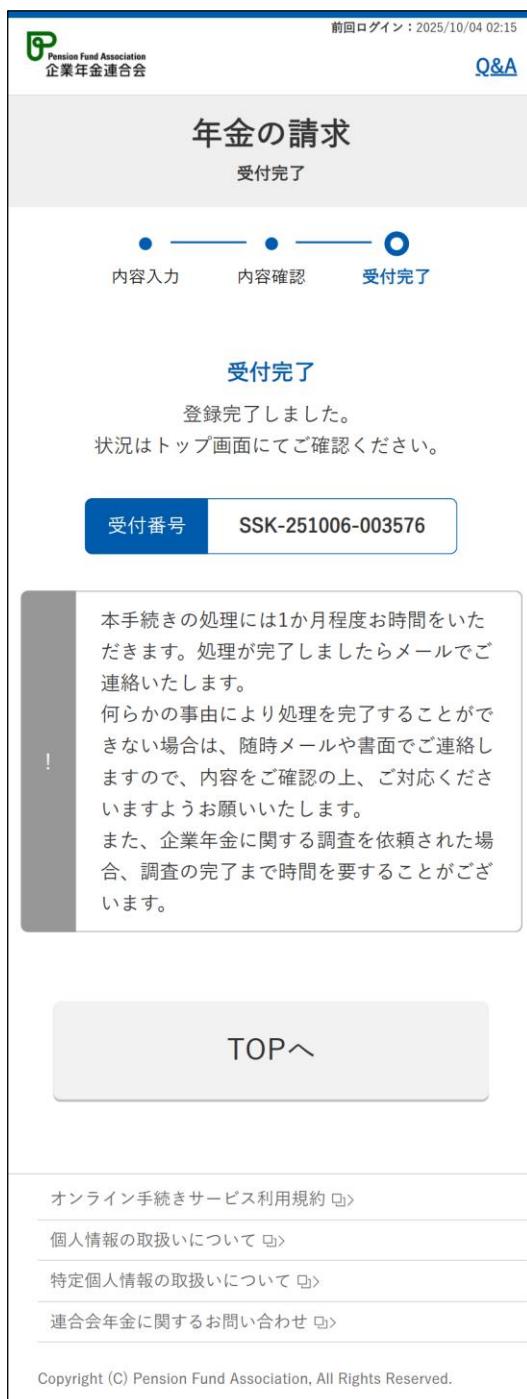
Copyright (C) Pension Fund Association, All Rights Reserved.

3. 年金の請求の手順

②①年金の請求を受け付けました。

手続きには、原則として受付後最大1か月程度のお時間をいただいております。

手続きが完了しましたら、本サービスの画面上及びメールでご連絡を差し上げるとともに、年金証書等を郵送いたしますので、それまでお待ちください。



4. 手続きについて（申請状況確認、申請後の対応）

(1) 申請状況の確認

年金の請求が受け付けられると、「申請の状況」から申請状況を確認することができます（受付された後、手続きが完了するまでの間は、状況を示すステータスが「処理中」と表示されます）。

『詳細』ボタンを押すと詳細が表示されます。

The screenshot shows a mobile application interface for the 'Corporate Pension Fund Association Online Application Service'. At the top, there is a header with the logo of the Pension Fund Association and the text '前回ログイン：2025/10/28 19:05' and 'Q&A'. Below the header, there is a photograph of a person's hand holding a smartphone over a desk with papers and pens. The main title '企業年金連合会オンライン手続きサービス' is displayed. The page is divided into sections: '現在の登録情報' (Current Registration Information) and '申請の状況' (Application Status). The '申請の状況' section is highlighted with a red border. Under '年金の請求' (Pension Application), it shows the date '日時' as '2025/10/28 10:25' and the status '状況' as '処理中' (Processing). A blue '詳細' (Details) button is located at the bottom of this section.

生年月日	1967年08月14日
性別	男
メールアドレス	test@abcd.com
氏名（カナ）	ネンキン ゆう

申請の状況	
年金の請求	
日時	2025/10/28 10:25
状況	処理中
完了日	

[詳細](#)

4. 手続きについて（申請状況確認、申請後の対応）

(2) 一時保存

手続きの途中で、内容入力画面下部にある『一時保存』ボタンを押していただくと、入力内容が保存され、一度ログアウトしても入力内容は保存されたままになります。



手続きを再開したい場合は、申請内容確認画面下部にある『再開』ボタンを押していただくと、一時保存時の内容から続きをご入力できます。一時保存中のお手続きがある場合は「申請の状況」の「状況」に「一時保存」と表示されます。



4. 手続きについて（申請状況確認、申請後の対応）

(3) 申請後の内容変更

申請後、手続きが完了するまでの間に申請内容について変更したい場合は、すみやかに以下の連絡先までご連絡ください。

その際、「[企業年金連合会オンライン手続きサービス](#)」から申請したこと及び申請内容の変更を希望する旨をお伝えください。内容を確認のうえ、改めて連合会よりご連絡させていただきます。

(連絡先)



企業年金センター 0570-02-2666

※ナビダイヤルの通話は有料となります。

なお、各携帯通信事業者が提供している「通話料定額プラン」の対象外となりますのでご了承ください。

※国際電話、一部のIP電話等からは、03-5777-2666におかけください。

※週の初めや午前中は電話がつながりにくくなっています。

※電話番号をよくお確かめのうえ、おかげ間違いのないようお願ひいたします。

4. 手続きについて（申請状況確認、申請後の対応）

（4）再申請が必要な場合

なんらかの理由で年金の請求手続きをやり直していただく必要がある場合は、連合会からメールでご連絡させていただきます。

再申請の理由を確認のうえ、あらためて申請してください。

再申請の理由につきましては、「[企業年金連合会オンライン手続きサービス](#)」の画面上にてご確認ください。

4. 手続きについて（申請状況確認、申請後の対応）

（5）申請を受理できない場合

なんらかの理由で年金の請求手続きを受理できない場合は、連合会からメールでご連絡させていただきます。

受理できない理由につきましては、「[企業年金連合会オンライン手続きサービス](#)」の画面上でご確認ください。

